

意見案第2号

ロシア機による領空侵犯に関する意見書

9月23日13時台から15時台にかけて、ロシア軍の哨戒機1機が本道の礼文島北方の我が国領空を3度にわたり、侵犯した。これに対し、航空自衛隊の戦闘機が緊急発進し、無線等の警告に加え、史上初めてフレアによる警告等の異例の対領空侵犯措置がなされたことは、極めて遺憾である。

こうした領空侵犯は、国際法上の重大な違反で国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であることはもとより、全ての道民の日常生活が脅かされかねない、断じて許されない行為である。そこで、北海道議会は今般のロシア機による領空侵犯に対し、極めて厳重に抗議するとともに、再発防止及び国際法の遵守を強く求める決議を全会一致で先般、可決した。

ロシアは、ウクライナ侵略以降、本道周辺における軍の活動を活発化させており、ロシア軍艦船が本道周辺を相次ぎ航行しているほか、昨年10月には、ロシア国籍と推定されるヘリコプター1機が北海道根室半島沖の領空を侵犯した。

よって、国においては、次の措置を講ずることを強く求める。

記

- 1 ロシア政府に対し、領空侵犯の原因及び再発防止を求める毅然とした外交交渉をすること。
- 2 我が国周辺におけるロシア軍の活動に対する必要な情報の収集分析及び警戒・監視に万全を期し、道民の安全安心を確保すること。
- 3 関係自治体や国民への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
防衛大臣

} 各通

北海道議会議長 富原 亮